規

則

目

次

独立行政法人等に係る法律の施行に伴う関係規則の

整理に関する規則

保安林予定森林 (三件) 保安林の指定の解除 (九件)

大規模小売店舗立地法第八条第四項の規定に基づく

(経

営

支

援

八

八

七四

意見の概要

県営土地改良事業計画の変更 (三件) 生活保護法の規定による介護機関の指定

保安林の指定

森

林 村

備 備

兀 Ξ

課 課

(健康福祉総務課)

開発行為に目する工事の完了 (二件)

都市計画公聴会の開催

都

市

計

告

道路の供用開始 道路の区域の変更 に係る事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (二件)

砂

防

課

第 五〇 九号

平成十五年九月三十日

(火曜日)

公布された条例等のあらまし

独立行政法人等に係る法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(規則第九四号)

規則の概要

独立行政法人個別法等の施行に伴い、

引用する法人の名称を改めることとし

た。

農林漁業信用基金 心身障害者福祉協会 水資源開発公団 緑資源公団 日本鉄道建設公団 緑資源公団 簡易保険福祉事業団 改 正 前 合施設のぞみの園独立行政法人国立重度知的障害者総 備支援機構 独立行政法人鉄道建設•運輸施設整 独立行政法人農林漁業信用基金 独立行政法人水資源機構 独立行政法人緑資源機構 独立行政法人緑資源機構 日本郵政公社 改 正 後

改正を要する規則

道

路

維

持

課

島根県事務決裁規則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則

(4)(3)(2)(1) 看護学生修学資金貸与規則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則

施行期日

平成十五年十月一日から施行することとした。

0

毎週火・金曜日発行

0

第三条第三号を次のように改める。

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六

、島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部改正)

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則(昭和五十五年島根県規則第八

同条中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金 (以下「農林漁業信 第五条の見出し中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改め、

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

示

告

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

同

島根県知事 澄 田 信 義

1,500 9 6 名		指定訪問看護事業者・居宅介	指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		訪問看護ステーション・居宅介!	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所
有限会社 本の日から二十一日間 上示の日から二十一日間 上示しているのは、縦覧期間満了 上十日間 日間 上十日間 日十日間 上十日間 日十日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間	9号		主たる事務所の所在地	実がする事業		
有限会社 松原産業 大原郡木次町大字木次九四番 福祉用具貸与 有限会社 新寿荘 大原郡木次町大字玉造三三七 通所介護 方原郡大の11年 大原郡大次町大字玉造三三七 通所介護 方原郡大の11年 大原郡大次町大字玉造三三七 通所介護 方原郡大の11年 大原郡大河において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了を、	育1,509	有限会社まめなか屋	浜イニー 一番地五 運摩郡温泉津町温泉津大字小	福祉用具貸与		源摩郡温泉津町温泉津大字小
有限会社 新寿荘 八東郡玉湯町大字玉造三三七 通所介護	ĝ		地一 大原郡木次町大字木次九四番	福祉用具貸与	会社	地一 大原郡木次町大字木次九四番
上地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、 (悠YOUおおち北(川本)地区を受益地域とする区画整理事業(県営中山間地域総合整備 事業)の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定 により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了 平成十五年九月三十日 ・ 一 縦覧に供する書類の名称 ・ 悠YOUおおち北(川本)地区区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)変更計 ・ 画書の写し 二 縦覧の期間 ・ 告示の日から二十一日間 ・ 三 縦覧の場所 ・ 川本町役場			八束郡玉湯町大字玉造三三七	通所介護	ら介護湯・玉造温泉	番地 八束郡玉湯町大字玉造三三七
上地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、					島根県告示第八百号	
上地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、 (悠YOUおおち北(川本)地区を受益地域とする区画整理事業(県営中山間地域総合整備 事業)の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定 により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了 後十五日以内に申し出られたい。 平成十五年九月三十日 島根県知事 澄 田 信 義 一 縦覧に供する書類の名称 悠YOUおおち北(川本)地区区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)変更計 画書の写し 二 縦覧の場所 川本町役場					土地改良法(昭和二十四	(年法律第百九十五号) 第八十七名
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、悠YOUおおち北(川本)地区を受益地域とする区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 本お、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。 平成十五年九月三十日 島根県知事 澄 田 信 義 「 縦覧に供する書類の名称		島根県告示第七百九十九号			悠YOUおおち北(川本):	地区を受益地域とする農道事業 (
(原営中山間地域総合整備事業)の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 (成立)、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 (成立)、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 (成立)、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 (原営中山間地域総合整備事業)変更計画書の写し (別本) 地区区画整理事業(原営中山間地域総合整備事業)変更計画書の写し (別本) 地区区画整理事業(原営中山間地域総合整備事業)変更計画書の写し (別本) 地区区画整理事業(原営中山間地域総合整備事業)変更計画書の写し (別本) 地区区画整理事業(原営中山間地域総合整備事業)変更計画書の写し		土地改良法(昭和二十四年法律	は第百九十五号) 第八十七条の三巻	第一項の規定に基づき、	の計画を変更したので、同名	※第六項において準用する同法第
正より、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了 をYOUおおち北(川本)地区区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)変更計 画書の写し 二 縦覧の期間 告示の日から二十一日間 三 縦覧の場所 川本町役場		悠Y0Uおおち北 (川本) 地区を	で受益地域とする区画整理事業(見	県営中山間地域総合整備		に供する。
により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 自根県知事 澄 田 信 義 一 縦覧に供する書類の名称 悠YOUおおち北(川本)地区区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)変更計画書の写し 二 縦覧の期間 告示の日から二十一日間 告示の日から二十一日間 二 縦覧の場所 川本町役場		事業)の計画を変更したので、同	P条第六項において準用する同法<	第八十七条第五項の規定		係人で当該事業計画の変更に異議
なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了 後十五日以内に申し出られたい。 平成十五年九月三十日 悠YOUおおち北 (川本) 地区区画整理事業 (県営中山間地域総合整備事業) 変更計画書の写し 二 縦覧の期間 告示の日から二十一日間 三 縦覧の場所 川本町役場			微覧に供する。		後十五日以内に申し出られ	たい。
後十五日以内に申し出られたい。	艮	なお、当該事業の利害関係人で	と当該事業計画の変更に異議のあ!	るものは、縦覧期間満了		
一 総覧に供する書類の名称		俊十五日以内に申し出られたい。				島根県知
一 縦覧に供する書類の名称		平成十五年九月三十日			― 縦覧に供する書類の名	称
一 縦覧に供する書類の名称 一 縦覧に供する書類の名称 一 縦覧の場所 一 縦覧の場所 一 縦覧の場所 一 縦覧の場所 一 縦覧の場所 一 縦覧に供する書類の名称 一 縦 に供する書類の名称 一 縦 に使する書類の名称 一	島		島根県知事	田信	悠YOUおおち北(川	本)地区農道事業(県営中山間は
(川本) 地区区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)変更計 (大の日から二十一日間) (東京の日から二十一日間) (東宮の期間) (東宮の場所) (東宮中山間地域総合整備事業)変更計) (東宮中山間地域総合整備事業)変更計) (東宮中山間地域総合整備事業) 変更計) (東宮中山間地域総合整備事業) 変更計) (東京の日から二十一日間) (東京の日から二十一日間) (東京の日から二十一日間) (東京の日から二十一日間) (東京の日から二十一日間) (東京の日から二十一日間) (東京の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	ļ	一縦覧に供する書類の名称			の写し	
三 縦覧の場所 川本町役場 回書の写し		悠YOUおおち北(川本)地	心区区画整理事業 (県営中山間地)	域総合整備事業) 変更計	=	
二 縦覧の場所 出本町役場 出本町役場 には にない はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はい		画書の写し			告示の日から二十一日	·間
					三縦覧の場所	
三 縦覧の場所	30⊟	告示の日から二十一日間			川本町役場	
	.15年	川本町役場				
	平成				島根県告示第八百一号	
) :				土地改良法(昭和二十四	[年法律第百九十五号] 第八十七名
	(3)				悠YOUおおち北 (桜江)	地区を受益地域とする区画整理専

平成十五年九月一日

平成十五年八月二十九日

平成十五年八月十日

指

定 年

月

日

を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、 Uおおち北 (川本) 地区を受益地域とする農道事業 (県営中山間地域総合整備事業) 改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、 のり関係書類を縦覧に供する。

口以内に申し出られたい。 当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了

島根県知事

澄

田

信

義

YOUおおち北(川本)地区農道事業(県営中山間地域総合整備事業)変更計画書

改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、 Uおおち北 (桜江) 地区を受益地域とする区画整理事業 (県営中山間地域総合整備

島根県知事 澄

田 信 義

の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第一項の規定により保安林

島根県知事 澄 田 信 義

の一、一六二八の一、一六三〇の一、一六三〇の三、一六三一、一六三二、一六三三 隠岐郡五箇村大字北方字向田一六二三の四、一六二四の三、一六二六の三、一六二七

> 1 主伐は、 択伐による

2 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。 縦覧期間満了

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び五箇村役場に備え置いて縦

覧に供する。

島根県告示第八百三号

の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により保安林

告示する。

平成十五年九月三十日

島根県知事

澄

田

信

義

解除に係る保安林の所在場所

八束郡美保関町大字雲津五九三の一・五九四 (以上二筆について次の図に示す部分

に限る。)

保安林として指定された目的

水源のかん養

Ξ 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、 その図面を島根県庁及び美保関町役場に備え置いて縦覧に供

する。)

島根県告示第八百四号

の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第二項の規定により保安林

平成15			9月	30E	1				島		<u></u>	艮	Д.		Į		報	2					第	1,50)9 号		<u></u>
の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により保安林	島根県告示第八百六号			農道用地とするため	三解除の理由	水源のかん養	保安林として指定された目的	能義郡伯太町大字峠之内七八六の四三	一 解除に係る保安林の所在場所	島根県知事 澄田信義	平成十五年九月三十日	告示する。	の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により保安林	島根県告示第八百五号			道路用地とするため	三解除の理由	土砂の崩壊の防備	二 保安林として指定された目的	八束郡八雲村大字熊野四四九四の四	一 解除に係る保安林の所在場所	島根県知事 澄田信義	平成十五年九月三十日	告示する。
		農道用地とするため	三解除の理由	水源のかん養	二 保安林として指定された目的	簸川郡佐田町大字高津屋字朝日四九六の二三	一 解除に係る保安林の所在場所	島根県知事 澄田信義	平成十五年九月三十日	告示する。	の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により	森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第二項の規定により保安林	島根県告示第八百七号			న్ల్)	(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び木次町役場に備え置いて縦覧に供す	指定理由の消滅	三解除の理由	公衆の保健	二 保安林として指定された目的	ら二五八三まで・二五八六の一(以上一二筆について次の図に示す部分に限る。)	七・二五四九の一・二五四九の二・二五五〇・二五五二・二五五六の一・二五八〇か	大原郡木次町大字西日登五六〇の一、二五四九の三、二五五一、二五四三・二五四	一 解除に係る保安林の所在場所	島根県知事 澄田信義	平成十五年九月三十日

告示する。 の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により 島根県告示第八百八号 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第二項の規定により保安林

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

解除に係る保安林の所在場所

| 一七八の一四、| 一七八の一六、| 一七八の一七、 簸川郡佐田町大字原田一一七六の三、一一七八の六、一一七八の九、一一七八の一一、 | 一八一の二から| 一八一の四

まで、一一八一の七、一五六五の四、 一五六五の五

保安林として指定された目的

報

水源のかん養

Ξ

解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第八百九号

の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第一項の規定により保安林

平成十五年九月三十日

島

告示する。

島根県知事 澄 田 信 義

解除に係る保安林の所在場所

簸川郡湖陵町大字畑村九七三の三

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

解除の理由 指定理由の消滅

Ξ

島根県告示第八百十号

の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により保安林

告示する

平成十五年九月三十日

島根県知事

澄

田

信

義

解除に係る保安林の所在場所

簸川郡大社町大字遙堪字極楽山一五四八の二、字阿式一七三九の一〇、一七三九の一

二、一七四四の一七、一七四四の一八 保安林として指定された目的

=

土砂の流出の防備

解除の理由

Ξ

道路用地とするため

島根県告示第八百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により保安林

の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により

告示する。

平成十五年九月三十日

解除に係る保安林の所在場所

島根県知事

澄

田

信

義

の七、八四八の八、字斧作八七九の三八から八七九の四〇まで、八七九の四二、字 の一九から八一三の二二まで、字掛橋八一四の三八、字下荷場谷八三二の五、八三 八の四、八三九の九、字上荷場谷八四五の四、 一、八一一の六、八一一の七、八一一の一一、八二二の五、 隠岐郡西郷町大字中村字鮎返八〇八の五、八一〇の六、八一〇の一〇、八一〇の一 八四六の九、八四六の一〇、 八二の一〇、八二三

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦

島根県知事 澄 田 信

五七八の二、三五七九、三五八〇の二から三五八二の五まで、三五八二の一三、三五 八二の一四、三五八二の一六、三五八二の一七、三五八二の二〇、三五八四から三五 仁多郡仁多町大字亀嵩三四八七、三五一八の一〇、三五七七の一、三五七七の二、三

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁多町役場に備え置いて縦

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第

(8) 三十条の二第一項の規定により告示する。 平成十五年九月三十日 保安林予定森林の所在場所

島根県知事

澄

田

信

義

(=)

簸川郡佐田町大字大呂七三四、三一〇二の三九、三一〇二の七八、三二〇一

指定の目的 水源のかん養

指定施業要件

Ξ

(立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

報

2 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦

覧に供する。

島根県告示第八百十五号

島

同条第六項の規定により次のとおり告示する。 小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による意見を述べたので、 平成十四年島根県告示第二百二十九号で告示した次の大規模小売店舗について、 大規模

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーホームセンターいない松江南店 (仮称) 島根県松江市乃木福富一二街区

意見の概要

1 駐車場の出入口の位置並びに来客への案内経路及びその方法を、周辺の交通渋滞及

び交通安全に配慮して検討すること。

松江市商工課(松江市末次町八六番地)

Ξ

縦覧場所

び来客者等に対する表示看板による呼びかけ等の対策を検討すること。

駐車場からの騒音発生を防止するため、営業時間外における駐車場の適切な管理及

員の配置など適切な措置について検討すること。

駐車場構内における路面表示等による来客車輌の誘導、

繁忙期における交通整理

方通行」などの自主規制看板設置を検討すること。

出入口3及び4における出入庫方向の制限並びに出入口5における「右折禁止・

2

兀 縦覧期間

告示の日から一月間

島根県告示第八百十六号

ったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり 告示する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届出があ

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、 に定めるところにより意見を述べることができる。 なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 次の四

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮食品おだ出雲店 島根県出雲市矢野町八六四 - 一外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所 株式会社小田商店 代表取締役 小田欣史 広島県福山市春日町六丁目五番四号

変更しようとする事項

3

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更後)午後九時

(変更前)午後八時

9) 平成15	年 9 月30	日		島	ᡮ	艮	県	1		報	ł					第	1,5)9 号	-	
県 道 線松江		" -	ì	一 设 国 道		道各 の重頂 各	(二) (一) の記載事	はその名称、	(一) 氏名及び住	2 意見書に記載すべき事項	松江市殿町一番地	1 意見書の提出先	四意見書の提出先、	三 届出及び添付書類の縦覧場所	二 届出年月日 平成十五年九月十八日	平成十五年九月二十日	4 変更の年月日	(変更後).	(変更前).	(二) 来客が駐車
線松江鹿島美保関	- - - - -	三 百 十 一 号	- <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u>		幺	泉	項についてのい	代表者の氏名の	氏名及び住所(団体にあっては、	すべき事項		先		類の縦覧場所	成十五年九月-	月二十日		午前九時三十八	午前九時三十分	場を利用するこ
二四七番一地先まで松江市下佐陀町八七七番地先から同市上佐陀町_	町大字下田所一〇八四番二地先まで	邑智郡瑞穂町大字上田所一四四番四地先から同	大字四八番三地先まで	仁多郡横田町大字下横田一三七番三地先から同 _	固	道路の	(の記載事項についての公表の意思の有無	代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	っては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあって		島根県商工労働部経営支援課		意見書に記載すべき事項等	出雲市商工振興課 (出雲市今市町一〇九番地一)	丁八日			変更後)午前九時三十分から午後九時三十分	(変更前)午前九時三十分から午後八時三十分	来客が駐車場を利用することが出来る時間帯
前	後	前	後	前	後変 の更 別前	0)			のって											
九 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	 			ハ・五〇~ ニ七・〇〇	敷地の幅員	X		平成十五年九日	る隠岐支庁、土木建	その関係図面は、	条第一項の規定に対	道路の区域を次の	島根県告示第八百十八号			意見書に記載	3 その他	五 意見を述べる理由	四 意見の内容	(三) 意見書の#
一、六五五・〇〇	七四四・〇〇	七四四・〇〇	1、0回0・00	一、〇四〇・〇〇	延長	域		五年九月三十日	建築事務所又は土木	告示の日から十五	規定に基づき告示する。	域を次のように変更したので、	一八号			書に記載する氏名は、自署		へる理由	台	対象となる大規模小
松江土木建築事務所	リ ュニフ 変多 悪矛 戶	川本上大圭築事务沂		三多上大事务所	土木事務所の名称	上ド里혽事务所又は管轄する隠岐支庁、	島根県知事		土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。	口間島根県土木部道路維持						自署によること。				見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
II	"	11	拡幅	道路改良工事		##	澄田信義		覧に供する。	告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄す		道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八								

				,	"			,	ı,	,	"	,	"		
					15.0万三万多一丁京			本ジフンと糸	公工大欠泉)	本皮多泉	打造了更新	掛合大東泉		
			五二四番一地先まで「仁多郡仁多町大字三成五四〇番地先から同大字			大字一七八七番四地先まで 仁多郡仁多町大字高尾一七八七番八地先から同		大字三三四番一地先まで	大原郡大東町大字飯田三〇三番一六地先から同	字一三七番四地先まで	飯石郡掛合町大字波多一四八番三地先から同大	町大字寺領五三九番四地先まで	大原郡木次町大字東日登四二五番二地先から同		
前	А	後 A	前 B	ń A	後 A	自 B	ń A	後	前	後	後 前 後 前				
	・五〇~	・五〇~ 三九・〇〇	10.00	・五〇~		∴ ○ ○ ○		一七・〇〇~	- 四·五〇 - 二·五〇	三.00~00		七・五〇~	五・〇〇~五・五〇	= 0	
	八九・〇〇	八九・〇〇	四•六0	八九・〇〇	- 三五・〇〇	四0.00	- 五・00	五〇・〇〇	国 ・00	回・00	回・00	三二七・五〇	三二七・五〇	一、六五五・〇〇	
			仁多土木事務所							フンニフ及会員別月	大欠上大建築事务听				
	11	仮設道撤去ダブルウェイ解消	区分をいう。図面に表示する敷地の上記のA及びBは関係	II	仮設道撤去ダブルウェイ解消	区分をいう。図面に表示する敷地の上記のA及びBは関係	II	11	II	"	11	"	11	"	

		,	7							"			"
		矢ヲ眞糸	日夫島泉							外園高松線			停車場線下横田出雲三成
	同村字猫ケ岩谷一七七四番二地先まで隠岐郡知夫村字八サリ石一七五五番五地先から			同字一七五五番五地先まで隠岐郡知夫村字ハサリ石一七五五番三地先から			同字一七四八番一地先まで隠岐郡知夫村字八坪ケ谷一七四六番二地先から		八番地先まで	出雲市西園町三八二五番二地先から同町二六四	三番一地先まで出雲市西園町四三一七番一地先から同町二六六		字五四〇番地先まで仁多郡仁多町大字三成五二四番一地先から同大
後 B	育 B	ί	後 B	B	ที่ A	後 B	B	ń A	後 B	自 B	τί	後 A	В
三・〇〇~	三 ・ 00 ~ 00	六・五〇~八・五〇	- 七・00~	- 七・00~	六・五〇~八・五〇	- - - - - - - - - - - - - -	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	八・五〇一五・〇〇	11.+0	04.11	六・八〇	・五〇~	1.00
八〇・〇〇	人〇・〇〇	- 九〇・〇〇	九〇・〇〇	九〇・〇〇	- 九〇・〇〇	☆三・00	六三・00	一 五・00	三六一・00			八九・〇〇	——四·六O
,		Щ	支支							出雲土木建築事務所			
村道移管ダブルウェイ解消	区分をいう。図面に表示する敷地の図面に表示する敷地の	"	村道移管がブルウェイ解消	区分をいう。 図面に表示する敷地の 上記のA及びBは関係	"	村道移管	区分をいう。 図面に表示する敷地の 上記のA及びBは関係	"	橋梁撤去 ダブルウェイ解消	区分をいう。区分をいう。	"	仮設道撤去	区分をいう。図面に表示する敷地の上記のA及びBは関係

平成15年9月	月30日		島		根	県	報			第1,509	号 (12
同条第三項の規定により、次に急傾斜地の崩壊により、次に急機が出の崩壊による島根県告示第八百二十号		"	"	"	県道	道路の種類	条第二項の規定に基づき道路の供用を次のよう島根県告示第八百十九号				
同条第三項の規定により告示する。第一項の規定により、次に掲げる+急傾斜地の崩壊による災害の防-島根県告示第八百二十号		浜田 港 線	"	玉湯吾妻山線	川本波多線	路線名	条第二項の規定に基づき告示する。 道路の供用を次のように開始するので、島根県告示第八百十九号				
同条第三項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、第一項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条島根県告示第八百二十号		一番九地先まで浜田市瀬戸ケ島町二七番二八地先から同町一四	字一四一四番一五地先まで仁多郡仁多町大字三成五四三番一地先から同大	大字三四八番六地先まで仁多郡仁多町大字高尾一五八一番一地先から同	字一三七番四地先まで飯石郡掛合町大字波多一四八番三地先から同大	供用開始の区間	©。			同字一七七三番二地先まで隠岐郡知夫村字猫ケ岩谷一七七四番二地先から	
の 第三 ※ 		_ \	<u> </u>	四	=	延	弗 十 八 		後 B	B	Ń
ととなる。	平			四10・00	一三四・〇〇	長	る 土 平 木	その問	-	_ _	六・五〇八
十号を結んだ、次に掲げる地区域の名称	八十五年 九					供用	成十五 年 五 年 五 年 五	その関係図面は、	八 七 〇 〇	・ い し い し い し の の の の の の の の の の の の の	八•五〇
と十号を結んだ線により囲まれた区域次に掲げる地番の土地に存する標柱土地の表示 区域の名称 上宮内	平成十五年九月三十日	日平成十五年十月一	一日平成十五年十二月	"	十日	供用開始年月日	平成十五年九月三十日本建築事務所又は土木事が				_
まれた区:		浜田土		仁 多 土	木次土	の務管 名所轄 称又す	務 所 に お	から十五日	九〇・〇〇	九〇・〇〇	五〇・〇〇
十号を結んだ線により囲まれた区域次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次に結んだ線及び標柱一号土地の表示区域の名称 上宮内 島根県知事 澄 田 信 義		浜田土木建築事務所	"	土木事務所	木次土木建築事務所	の名称 備 考管轄する土木建築事	- 平成十五年九月三十日 - 平成十五年九月三十日 - 高土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。	告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄す	村道移管	区分をいう。 図面に表示する敷地の 上記のA及びBは関係	"

島

根

号と十六号を結んだ線により囲まれた区域 大原 八束 郡 郡 土地の表示 区域の名称 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次に結んだ線及び標柱 市 市 加茂 八雲 町 町 三月田 村 村 三代 大 大 字 字 字 字 七三九番一 七三八番一 四八九一番 四八九〇番 四八八八番 四八八三番 四八八二番 七三九番一 一六四三番 七四二番 路敷七八五番二地先道 七八四番七 八〇三番三 ハーハ番六 一六四六番 一六四五番 一六四三番 一六四三番三 六四八番 〇七二番 六四九番 地 地 番 番 十一号 十号 十号 十六号 十四号 七号 五号 四号 十五号 十二号及び十三号 九号 八号 七号 六号 四号から六号まで 三号 八号及び九号 |号及び三号 号 号 号 標 標 柱 柱 番 番 号 믕

区域の名称 下ケ原1

土地の表示

号と十八号を結んだ線により囲まれた区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十八号までを順次に結んだ線及び標柱

																益田	郡
																	市
																白上	町
																	村
																	大
																	字
																	字
イ九八二番三	イ九八八番	イ九九三番	イ九九二番三	イ一〇〇八番二	イ一〇〇九番	イーハー〇番	イ一〇〇九番	イ一〇一一番	イー〇一一番続	イ一〇三三番	イーハー一番ー	イーハー二番	イ九九六番三	イー七四四番	イー七四一番	イ九八〇番	地
番 三	畨	畨	番 三	番二	番一	番	番一	番	番続一	番	番	番	番 三	番	番	畨	番
十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	士号	十一号	十号	九号	七号及び八号	六号	五号	四号	三号	一号	_ 号	標柱番号

区域の名称 三谷 (追加)

土地の表示

ア 三十三号を結んだ線、標柱一号と二十五号を結んだ線及び標柱三号と二十四号を結 順次に結んだ線、標柱二十五号から三十三号までを順次に結んだ線、標柱二十号と を順次に結んだ線、次に掲げる地番の土地に存する標柱二十号から二十四号までを 昭和五十九年三月三十日島根県告示四百三十三号で指定した標柱一号から三号まで 島

イ 昭和五十九年三月三十日んだ線により囲まれた区域

まれた区域 だ線、標柱五号と三十四号を結んだ線及び標柱六号と四十三号を結んだ線により囲だ線、次に掲げる地番の土地に存する標柱三十四号から四十三号までを順次に結んイ 昭和五十九年三月三十日島根県告示四百三十三号で指定した標柱五号と六号を結んイ

																	美濃	郡
																		市
																	美都	町
																		村
																	三谷	大
																		字
																		字
六〇二番	六〇一番	五九五番一	五九五番二	五九四番一	五九三番	五八九番	一九三四番四	一九三五番	一五三番	一八番	一二〇番	六二六番	六二〇番一		一九五二番	一九五五番	一五二番一	地番
四十三号	四十二号	四十一号	四十号	三十九号	三十八号	三十七号	六号三十五号及び三十	三十四号	三号三号及び三十	号一三十号及び三十一	二十九号	二十六号から二十	五号のプニナ	二十三号	二十二号	二十一号	二十号	標柱番号

一 土地の表示 以跡1

号と九号を結んだ線により囲まれた区域次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次に結んだ線及び標柱一号

							美濃	郡
								市
							美都	町
								村
							朝倉	大
								字
								字
二七三番	二七二番三	二七一番二	七六七番二	七六七番一	七六八番	七六二番一	二七七番一	地
								番
九号	八号	七号	六号	四号及び五号	三号	二号	一号	標柱番号

| 区域の名称 城跡2

土地の表示

号と十一号を結んだ線により囲まれた区域次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次に結んだ線及び標柱一

					美濃	郡
						市
					美 都	町
						村
					朝倉	大
						字
						字
九五八番七	二六九番四	二六九番一	九五八番一	九五八番四	九五八番七	地
						番
十一号	八号から十号まで	六号及び七号	五号	二号から四号まで	_ 号	標柱番号

区域の名称 郷下

二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十九号までを順次に結んだ線及び標柱一

鹿 郡

柿町

市

村大

字

字

地

番

九五一番一

四

七一番一

四号号号号 標 柱 番 号

平成十五年九月三十日

と八号を結んだ線により囲まれた区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次に結んだ線及び標柱一号

島

土地の表示区域の名称

法師淵上

号と十九号を結んだ線により囲まれた区域

															美濃	郡
																市
															美 都	町
																村
															都茂	大
																字
																字
一九七九番三	一九七七番	一九七八番一	一九五四番四	一九四三番	一九三九番	一九三〇番三	一九二九番三	一九二八番	一九 三番	四三五六番	四三六二番	四三六四番	一九七五番	四三七七番	一九七九番二	地
≡		=	四		=	≡	三	=	_	=			_	=	=	番
十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十二号及び十三号	十号及び十一号	九号	八号	六号及び七号	五号	四号	三号	<u> </u>	号	標柱番号

区域の名称 飯美

四〇番一

五三番

八号号号号

土地の表示

と十号を結んだ線により囲まれた区域と十号を結んだ線に活んだ線及び標柱一号次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次に結んだ線及び標柱一号

郡	隠岐									
市										
町	布施									
村										
大	飯美									
字										
字	原畑二		原畑一	角奥一				原畑二		
地	二六二番一	二六一番一	二六〇番	三〇八番	三〇三番	二九八番	二九四番	二八五番	二八七番一	ニ六八番ー
番										
標	— 号	_ 号	드号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号
柱番号										

島根県告示八百二十一号

同条第三項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、第一項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三条

島根県知事 澄 田 信 義

土地の表示 区域の名称

郷

号と十七号を結んだ線により囲まれた区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十七号までを順次に結んだ線及び標柱一

那賀 郡

金城 町

久佐 大

市

村

字

字

地

番

(16)

土地の表示 区域の名称

いものや

と八号を結んだ線により囲まれた区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次に結んだ線及び標柱一号

郡	仁多							
市								
町	仁多							
村								
大	下阿井							
字	#							
字								
地	路 一 八 一 八 悉	一八一五番三	一八一九番	一八三番	一八三三番	道路敷 一四三〇番五地先 六号	道路敷一四三三番二地先	先道路敷 一四三八番一
番	八番地先道	二	<u> </u>	ш	ш	岩 地 先	地先	巴 五地 八号
標	_ 号	一号	三号	四号	五号	六号	七号	八 号
柱								
番								
号								

報

								市
							仁多	町
								村
							下阿井	大
							#	字
								字
先道路敷	道路敷一四三三番	道路敷一四三〇番五地先	一八三三番	一八三番	一八一九番	一八一五番三	路敷 一八一八番	地
一 五 地	— 地 先	五 地 先			_	=	八番地先道	番
八号	七号	六号	五号	四号	三号	_ 号	_ 号	標
								柱
								番
								号
							1	

公 イ五八三番

イ五八三番一	イ五八一番三	イ五八〇番一	イ五七七番二	イ五五七番四	イ五五五番二	イ五五三番三	イ五五二番二	イー二八五番二
十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号

告

十七号

により公告する。 ので、島根県都市計画公聴会規則 (昭和四十五年島根県規則第一号)第二条第一項の規定 整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催する 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定に基づき、木次都市計画

平成十五年九月三十日

島根県知事

澄

田

信

義

平成十五年十月十六日 午後二時から 開催日時

開催場所

木次町大字木次一〇一二番地一 木次農村勤労福祉センター

集会室

おりである。

都市計画の目標

イー二八四番

七号

イ五八二番二 イー二八六番六

四号及び五号

イ五八五番 イ五八三番二

号 号 標 柱 番 号

Ξ

都市計画の案の概要

木次都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のと

三号

イー二八五番二

六号

雲南地方の政治、 産業、文化の中心として、過疎化生高齢化が進行しつつある中、

3

都市機能の充実を図り、 人口の定住化を図る

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

主要な都市計画の決定の方針

土地利用の方針

主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案

- 住宅地、商業業務地、 工業地等の各配置方針を定める。
- (2) 土地利用の方針

ぞれに関する土地利用の方針を定める。 良な農地との健全な調和」、 「用途転換・用途純化又は用途の複合化」、「居住環境の改善又は維持」、「優 「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」のそれ

都市施設の方針

ア 交通施設 基本方針

に接続する都市内道路の整備を推進する。 木次線の未整備区間の早期整備を進める。 五四号の四車線化を図るとともに、市街地の骨格を形成する主要地方道安来 三刀屋木次インターチェンジの開設に伴う交通容量の増大に対応して、 また、県道三刀屋木次インター線 国道

年後までには、一平方キロメートル当たり三・二キロメートルを確保するこ とを目標として整備を進める。 また、整備水準の目標としては、用途地域内における幹線道路は、 概ね二十

(2) 下水道及び河川

ァ

基本方針

の都市化により、 下水道については、全域の下水道整備を早期に図るものとする。 浸水被害のおそれがある市街地等においては、 下水道によ また、近年

る雨水対策も併せて行うものとする。

踏まえ、斐伊川中流部の放水路、宍道湖の湖岸堤の整備により、洪水に対す 河川については、斐伊川の治水対策については、昭和四十七年七月の降雨を

(17)

じて河川改修を実施洪水の安全な流下を図るものとする。 る都市機能の保全を図るものとする。 その他の中小河川については必要に応

1 整備水準の目標

セントとする。 下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率をおおむね九十五パー

全度を確保することを目標に整備する。中小河川は、 河川については、一級河川斐伊川は年超過確率百五十分の一に対する治水安 地域の実情に応じた治

その他の都市施設 水安全度を確保すること目標に整備する。

(3)

基本方針

ァ

大、人口の増加に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。また、一般廃棄 物のリサイクル及び最終処分を行う広域的なごみ処理施設を整備する。 ては、既存施設の有効活川に努めるほか、設備の近代化を進め、 供給処理施設、 教育施設、 医療施設、 社会福祉施設、その他都市施設につい 市街地の拡

(≡) 市街地開発事業の方針

る下熊谷地区においては、 備が行われるよう誘導する。 推進する。特に、三刀屋木次インターチェンジに近く、 市街地の進展状況に応じた市街地開発事業や地区計画等に基づく計画的な整備を 市街地開発事業等の実施により、 未利用地が多く残ってい 計画的な都市基盤整

自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

や親しまれる空間づくりに努め、広域的観光資源の位置づけを図るとともに、 人と自然がふれあい、やすらぎの持てる住みよい環境のまちづくりを推進する。 本区域の財産である自然を大切にしながら、住民にうるおいと憩いの場の提供

(2) 緑地の確保水準

ァ

緑地の確保目標水準

パーセント、おおむね十四へクタールとする。 平成三十二年における緑地の確保は、将来市街地面積に対する割合を約七

1 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成15年9月30日付けの県報で公告された都市計画の案につい て、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 月 \Box

島根県知事 澄 田 信 樣

所 住

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)

第

島根県知事

澄

田

信

義

古曳光則

(電話 **(1)**

)

意見の公述を希望する都市計画区域名

木次都市計画区域 意見の公述を希望する都市計画原案の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域 マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- . 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2.様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度と すること。

(19)	平成15年 9 月30日	島	根	県	報		第1,	509号
					伯太町長(池田浩昭) (おうでは) おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おお		<u>}</u>	

_	平月	成15年 9 月30日	島	根	県	報	第1,509号	(20)
平成十五年九月三十日発行平成十五年九月三十日印刷								毎週火・金曜日発行
発行者								
島								
根								
県								
印発 行 刷所								
松江市学園南松 江 市 殿 町								
松陽印刷所島 根 県 庁								
定価一箇月(金二千四百二十円(送料共)								
共								